

クリーンアップ活動物的支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県内において、美化净化活動を企画・開催する主催者に対し、清掃用具を提供することにより、本県の美化净化活動を推進及び促進することを目的とする。

(実施事業)

第2条 前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 清掃用具支援事業

(清掃用具支援事業)

第3条 清掃用具支援は、次の基本的要件を満たすものに対して行なう。

(1) 基本的要件

- ① 規模の要件に係わらず、沖縄県内の美化净化に寄与することとする。
- ② 予想される結果が特定者のみの利益とならないものであること。

2 前項の場合、清掃用具の上限をそれぞれ設け、支援範囲内の清掃用具を提供する。

(1) 支援内清掃用具

- ①ゴミ袋（事務局指定のゴミ袋） 1回開催に付き、上限 1,000 枚
- ②軍手（1人当たり片手 1 枚支給） 1回開催に付き、上限 500 枚

3 前項の清掃用具の上限を開催規模に応じ協議の上、変更することができる。

(申請)

第4条 本要綱の事業は、主催者の実績及び申請に基づき実施するものとする。

2 申請後、事務局からの連絡をもって清掃用具を事務局住所地において受け渡す。又は、郵送費を申請者負担の上で発送する。

3 前項において、申請者住所地が離島の場合に限り、開催年度の初回郵送費を事務局負担として発送する。

(実施報告書の提出)

第5条 クリーンアップ活動終了後、15日以内に実施報告書を提出するものとする。

2 報告書等の内容に関し、事務局が不十分と認めたときは、修正を求めることができる。

3 前項により、修正を求められた申請者は、この修正を速やかに行わなければいけない。
(疑義の処理)

第6条 この要綱の各条項の解釈について疑義が生じたときまたは、契約に定めない事項については、協議の上決定する。

附 則

1 この要綱は、平成16年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日より適用する。